

東京国際空港他 1 空港消防等業務における
民間競争入札実施要項
(案)

令和 3 年 月

国土交通省 東京航空局

<目 次>

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第14条第2項第1号）	1
2. 実施期間に関する事項（法第14条第2項第2号）	9
3. 入札参加資格に関する事項（法第14条第2項第3号及び第3項）	9
4. 入札に参加する者の募集に関する事項（法第14条第2項第4号）	10
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（法第14条第2項第5号）	11
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第14条第2項第6号及び第4項）	13
7. 公共サービス実施民間事業者が使用させることができる国有財産に関する事項（法第14条第2項第7号）	13
8. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第14条第2項第9号）	13
9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む）に関する事項（法第14条第2項第10号）	18

10. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項 (法14条第2項第11号)	・ ・ ・ ・ 18
11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	・ ・ ・ ・ 19
評価表様式 評価表 (別表)	・ ・ ・ ・ 21
職員別技能区分表 (東京国際空港) (別紙1-1)	・ ・ ・ ・ 24
職員別技能区分表 (新潟空港) (別紙1-2)	・ ・ ・ ・ 25
年間標準訓練表 (消防業務) (別紙2-1)	・ ・ ・ ・ 26
年間標準訓練表 (救急医療業務) (別紙2-3)	・ ・ ・ ・ 27
職員別技能区分名簿 (様式1)	・ ・ ・ ・ 28
月間日程表・日程実績表 (様式2)	・ ・ ・ ・ 29
月間勤務予定・実績表 (様式3)	・ ・ ・ ・ 30
消防車両日常整備点検記録簿 (様式4)	・ ・ ・ ・ 31
救急医療搬送車日常点検記録簿 (様式5)	・ ・ ・ ・ 33
救難照明車日常点検記録簿 (様式6)	・ ・ ・ ・ 34
消火救難機材資器材等月例点検表 (様式7-1)	・ ・ ・ ・ 35
救急医療資器材等月齢点検表 (様式7-2)	・ ・ ・ ・ 35
空気膨張式テント機能試験表 (様式8)	・ ・ ・ ・ 36
消火救難機材等特別点検整備表 (様式9-1)	・ ・ ・ ・ 37
救急医療資器材等特別点検整備表 (様式9-2)	・ ・ ・ ・ 37
業務日報 (消防) (様式10)	・ ・ ・ ・ 38
業務日報 (救急医療) (様式11)	・ ・ ・ ・ 39
従来の実施状況に関する情報の開示 (別添1)	・ ・ ・ ・ 40
国土交通省東京航空局 組織図 (別添2-1)	・ ・ ・ ・ 43
国土交通省東京空港事務所 組織図 (別添2-1)	・ ・ ・ ・ 44
国土交通省新潟空港事務所 組織図 (別添2-2)	・ ・ ・ ・ 44
過去の受注者の組織体制図 (別添3)	・ ・ ・ ・ 45
業務実施方法 (業務フロー) (別添4)	・ ・ ・ ・ 46
競争参加資格確認申請書 (申請様式1)	・ ・ ・ ・ 47
技能の証明について (申請様式2)	・ ・ ・ ・ 48
業務に対する認識 (申請様式3)	・ ・ ・ ・ 49
管理体制 (申請様式4)	・ ・ ・ ・ 50

実施方法についての提案（提案様式 1）	・ ・ ・ ・ 5 1
研修・訓練体制についての提案（提案様式 2）	・ ・ ・ ・ 5 2
業務実績（提案様式 3）	・ ・ ・ ・ 5 3
業務実施体制①（提案様式 4）	・ ・ ・ ・ 5 4
業務実施体制②（提案様式 5）	・ ・ ・ ・ 5 5
品質管理マネジメントシステムの取組（提案様式 6）	・ ・ ・ ・ 5 6
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組（提案様式 7）	・ ・ ・ ・ 5 7
誓約書（誓約書様式）	・ ・ ・ ・ 5 8
意見聴取対象者リスト（意見聴取対象者リスト様式）	・ ・ ・ ・ 5 9
意見聴取に必要な事項一覧表	・ ・ ・ ・ 6 0

東京国際空港他 1 空港消防等業務における民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、国土交通省東京航空局（以下「当局」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成 29 年 7 月 11 日閣議決定）において民間競争入札の対象として選定された東京国際空港他 1 空港消防等業務（以下「消防等業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に対する事項（法第 14 条第 2 項第 1 号）

1. 1 対象公共サービスの詳細な内容

1. 1. 1 業務の概要

本業務は、国際的な基準に基づく空港消防体制の確保のため、空港における航空機火災等事故発生時の円滑な消火救難活動の実施など、人命救助を目的とした消防業務、救急医療業務とする。

1. 1. 2 業務の場所

東京国際空港、新潟空港

1. 1. 3 用語の定義

- (1) 「消防業務」とは、航空機に係る火災等事故発生時における人命救助活動を目的とした迅速かつ円滑な消防活動をいう。
また、同業務を遂行するため、日常において空港用化学消防車・給水車（以下「消防車等」という。）及び消防施設等に関する維持管理の徹底、並びに訓練等を実施するものをいう。
- (2) 「救急医療業務」とは、航空機に係る火災等事故発生時における人命救助を目的とした迅速かつ円滑な救急医療活動をいう。
また、同業務を遂行するため、日常において救急医療搬送車・空港用救難照明車（以下「搬送車等」という）及び救急医療資器材・救難機材（以下「資器材等」という。）に関する管理の徹底、並びに訓練等を実施するものをいう。
- (3) 「職員別技能区分」とは、責任及び指揮指令を明確にするものをいう。
- (4) 「現場責任者」とは、本契約の履行に関し、その運営管理を行う者をいい、監督職員の指示を受けて、職員へ指示する者をいう。
- (5) 「リーダー」とは、指令卓において、空港の運用状況等を常時確認し、緊急時には監督職員の指示を受けて、関係機関に出動要請をする者をいう。
- (6) 「職員」とは、空港ごとに定められた職員別技能区分表（別紙 1-1 及び別紙 1-2）による業務能力を有し、各業務を複合的にできる者をいう。
- (7) 「正社員」とは、就業規則に規定する所定労働時間勤務（フルタイム勤務）する社員であって、雇用期間の定めのない社員又は雇用期間の定めがあるが、雇用期間満了後に契約更新が見込まれる社員のことをいう。
- (8) 「指令卓」とは、緊急事態における消火救難業務を的確かつ迅速に遂行するため、通信及び警報システムを確保した装置をいう。

- (9) 「監督職員」とは、契約書の定めるところにより消防等業務を監督する者をいう。
- (10) 「検査職員」とは、契約書の定めるところにより消防等業務の検査を主管する者をいう。
- (11) 「HRET型化学消防車」とは、高位置対応伸展型放水銃（High Reach Extendable Turret）を装備した空港用化学消防車両をいう。
- (12) 「HRETオペレーター認定証」とは、国土交通省航空局空港保安防災教育訓練センターが実施するHRETオペレーター養成訓練を受講し、一定の評価を得た者に交付する認定証をいう。

1. 1. 4 一般指示事項

- (1) 民間事業者は、空港毎に定められた職員別技能区分表（別紙1-1及び別紙1-2）による業務能力を有し、かつ、消防業務及び救急医療業務を複合的にできる職員を配置し、勤務中の責任を明確にするとともに、指揮命令の徹底を図ること。

なお、消防業務又は救急医療業務で現場指揮又はその指揮代行を行う職員については、職員別技能区分表（別紙1-1及び別紙1-2）に示す国土交通省空港保安防災教育訓練センターから交付される認定証又は修了証の交付を受けた職員を配置することとし、認定証の有効期間が経過した者については、認定証の取得から継続して業務に従事していることを条件に配置を認めることとし、速やかに認定証の取得に努めること。

また、消防業務及び救急医療業務の業務提供時間においては、次のとおり現場責任者、リーダー（東京国際空港を除く）、職員を配置すること。職員については常に大型自動車免許及び牽引免許を有する職員を配置すること。

- ① 消防業務に係る空港用化学消防車には、常に1台当たり2人を配置すること。
HRET型化学消防車については、乗車要員2名のうち、HRETオペレーター認定証取得者を最低1名配置すること。なお、HRETオペレーター資格は、履行開始までに必要な人数を取得すること。
- ② 救急医療業務に係る救急医療搬送車には、常に1台当たり1人配置すること。

空港名	配置区分	配置人員	業務提供時間
東京国際	現場責任者	1	月～金曜日 08:30～17:15 ※「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」（平成6年法律33号）第14条規定による休日は除く。
	消防業務	8	24時間
	救急医療業務	1	24時間
新潟	現場責任者	1	月～金曜日 08:30～17:15 ※「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」第14条規定による休日は除く。
	リーダー	1	07:30～21:30（空港運用時間）
	消防業務	6	07:30～21:30（空港運用時間）
	救急医療業務	1	07:30～21:30（空港運用時間）

- (2) 民間事業者は、現場責任者及び現場責任者代理人（現場責任者不在時に代理となる者）を選任し、書面をもって監督職員に報告すること。監督職員の指示は、監督職員が現場責任者に指示し（現場責任者不在時は、現場責任者代理人）、現場責任者又は現場責任者代理人が職員に対して指示することを原則とする。

- (3) 現場責任者は、業務中の安全運用を確保するため、業務遂行上の安全管理に努めること。
- (4) 現場責任者は、空港の緊急時における関係法規、協定、覚書等について熟知し、監督職員と調整のうえ、その指示に従い、職員に対して必要な技術向上等を図るため、年間標準訓練表（別紙2-1、別紙2-2）に基づき訓練を行わせ、新任者については新任者訓練終了後に業務配置し、監督職員に実施状況を報告すること。
 なお、上記、年間標準訓練表に基づく訓練の他、各業務を迅速かつ的確に履行するために必要な情報伝達訓練等を計画し、実施するものとする。
 また、民間事業者は、日頃から職員の体力錬成のための規程等を備え、適切な訓練を実施することとし、定期的に国土交通省空港保安防災教育訓練センターにて教育訓練を受講することにより、専門的知識並びに技能向上に努めること。
- (5) HRET型化学消防車を運用する空港の受注者は、空港保安防災教育訓練センターが行うHRETオペレーター養成課程訓練を受講するものとし、HRETオペレーター認定証の取得拡大に努めるものとする。
- (6) 民間事業者は、一方の空港が大規模災害等により業務継続が困難となった場合は、もう一方の空港から職員を派遣して業務を継続できるような体制を構築すること。

1. 1. 5 消防業務の内容

- (1) 航空機火災等の緊急事態の発生、又はそのおそれのある場合（以下「緊急時」という。）における出動及び待機については、航空保安業務処理規程等に基づき、迅速かつ的確に諸活動を実施するとともに、監督職員の指示に従うものとする。
- (2) リーダーの主な業務については、次のとおりとする。（東京国際空港は除く）
 - ① 指令卓において空港の運用状況及び航空機の運航状況を常時確認し、緊急時においては（1）に掲げる活動を円滑に実施するため、緊急出動に関わる通信指令を行い、迅速に消防機関、警察機関へ通報したうえで、監督職員の指示により関係機関に対する消火及び救難に関わる出動の要請を行うこと。
 また、その経過等について、通信内容を含め記録すること。
 なお、リーダーが指令卓を離席する場合は、職員別技能区分表（別紙1-2）に定める技能Cによる代行を認める。
 - ② 現場責任者の指示を受けて、職員に対して、消防業務に必要とする知識及び技能を習得させるため、1. 1. 4（4）に掲げる訓練について、指導を行うこと。
 - ③ 業務中の安全運用を確保するため、業務遂行上の安全管理に努めること。
- (3) 不法侵入事案・不法妨害行為等の事件が発生し又は発生のおそれがある場合、監督職員の指示により警戒を現場責任者等に要請した際は、臨機に職員が対応すること。
- (4) 防火衣は、出動後、訓練実施前後並びに毎月1回以上点検し、常時安全性を確認のうえ、緊急時の使用に備えること。また、点検実施時において、不具合等が見られる場合には速やかに監督職員へ報告すること。
- (5) 消防車等の点検整備及び運用については、次のとおりとする。
 - ① 緊急時に際して、迅速に出動できる体制を常時確保するため、消防車等の点検を毎日定期的に行うこと。なお、点検に当たり、消防用車両日常整備点検記録簿（様式4）に記録を行うこと。
 - ② 消防車等の日常点検に併せて、その性能を十分把握し、正しい操作を行い、性能の保持に努め定期的に走行試験を行いその性能を確認しておくこと。
 - ③ 消防車等の出動回数、燃料の消費及び補給状況は明細に記録し、監督職員に書面により報告すること。
 - ④ 消防車等の機能低下、又は故障等を発見した場合には、監督職員へ速やかに報告すると

もに、必要な指示に従うこと。

- ⑤ HRET型化学消防車を運用する場合において、急病等やむを得ない理由により認定証の交付を受けた者の配置が困難となった場合は、監督職員へ速やかに報告するとともに必要な指示に従うこと。
- (6) 消防ホース、伸縮梯子、ロープ、空気呼吸器、救助用工具など消火救難機材の点検整備については、次のとおり実施することとし、異常が認められた場合は、速やかに調整すること。自らの調整が不可能な場合及び専門知識を要する場合には、監督職員にその旨を速やかに報告し、その指示に従うこと。
 - ① 日常点検整備
消火救難機材の数量及び異常の有無について定期的に日常点検整備を行うものとする。
 - ② 月例点検整備
毎月一定日に消火救難機材等月例点検表（様式7-1）により数量及び異常の有無について、月例点検整備を行うものとする。
 - ③ 特別点検整備
消火救難機材を消火救難活動や訓練等により使用した場合には、消火救難機材等特別点検整備表（様式9-1）により特別点検整備を行うものとする。
- (7) 化学消火薬剤の点検補充については、次のとおりとする。
 - ① 消防車等に積載する泡沫消火薬剤原液、粉末消火薬剤及び加圧ガスについては、常に規定数量及び規定能力を保持し、使用に際して支障をきたさないよう十分注意すること。
 - ② 常に化学消火薬剤の状態に注意し、不純物の混入の有無を点検すること。
 - ③ 補充する際には、監督職員が認めた化学消火薬剤以外は混合しないよう注意すること。
 - ④ 化学消火薬剤を使用した場合は、直ちに使用数量及び補給状況について監督職員に報告すること。
- (8) 空港内の消防水利施設の点検整備については、次のとおりとする。
 - ① 空港内に設置されている消防水利施設は、定期的に点検を行い、消防車等による使用に際し即応体制が図れるよう、その保全に努めること。
特に消火栓設備については、放口部結合金具等の点検整備に努めること。
また、凍結のおそれのある場合には監督職員に申し出て貯水槽の採水口などに適切な凍結防止措置を講じておくこと。
 - ② 消防水利施設の機能低下、又は故障等を発見した場合には、監督職員へ速やかに報告するとともに必要な指示に従うこと。

1. 1. 6 救急医療業務の内容

- (1) 緊急時における出動及び待機については、航空保安業務処理規程等に基づき、迅速かつ確かな諸活動を実施するとともに、監督職員の指示に従うものとする。
- (2) リーダーの主な業務については、次のとおりとする。（東京国際空港は除く）
 - ① 指令卓において空港の運用状況及び航空機の運航状況を常時確認し、緊急時においては（1）に掲げる活動を円滑に実施するため、緊急出動に関わる通信指令を行い、迅速に消防機関、警察機関へ通報したうえで、監督職員の指示により関係機関に対する消火及び救難に関わる出動の要請を行うこと。また、その経過等について、通信内容を含め記録すること。なお、リーダーが指令卓を離席する場合は、職員別技能区分表（別紙1-2）に定める技能Cによる代行を認めるものとする。
 - ② 現場責任者の指示を受けて、職員に対して、救急医療業務に必要とする知識及び技能を習得させるため、1. 1. 4（4）及び（5）に掲げる訓練について、指導を行うこと。
 - ③ 業務中の安全運用を確保するため、業務遂行上の安全管理に努めること。

- (3) 搬送車等の点検整備及び運用については、次のとおりとする。
- ① 緊急時に際して、迅速に出動できる体制を常時確保するため、搬送車等の点検を毎日定期的に行うこと。なお、点検に当たっては、救急医療搬送車日常整備点検記録簿（様式5）及び救難照明車日常点検記録簿（様式6）の記録を行うこと。
 - ② 搬送車等に係る日常の点検整備に併せて、その性能を十分に把握し、正しい操作を行い、性能の保持に努めること。
 - ③ 搬送車等の出勤回数、燃料の消費及び補給状況は、明細に記録し、監督職員に書面で報告すること。
 - ④ 搬送車等の機能低下、又は故障等を発見した場合には、監督職員へ速やかに報告するとともに必要な指示に従うこと。
- (4) 資器材等の点検整備については、次のとおりとする。
- ① 日常点検整備
資器材等の数量及び異常の有無について定期的に日常点検整備を行うものとし、異常が認められた場合は、速やかに調整すること。また、自らの調整が不可能な場合及び専門知識を要する場合には、監督職員にその旨を速やかに報告し、その指示に従うこと。
 - ② 月例点検整備
毎月一定日に救急医療資器材等月例点検表（様式7-2）により日常点検整備の再点検を目的とした、月例点検整備を行うものとする。また、テント1張り当たり3ヶ月に1回設営のうえ点検を行い、空気膨張式テント機能試験表（様式8）の記録を行うこととし、機能低下、又は故障等を発見した場合には、監督職員に報告するとともに、必要な指示に従うこと。
 - ③ 特別点検整備
資器材等を訓練等により使用した場合には、救急医療資器材等特別点検整備表（様式9-2）により特別点検整備を行うものとする。また、機能保持において必要な清掃を実施したうえで保管するものとし、補充の必要が生じた場合には、監督職員にその旨を速やかに報告するものとする。
- (5) 監督職員が必要とする場合には、現場責任者は航空保安業務処理規程第3消火救難業務処理規程に基づく空港消火救難隊を対象とした救急医療に関する基礎知識の習得及び担架搬送等の訓練を計画し、実施するものとする。

1. 1. 7 注意事項

(1) 施設破損の禁止

民間事業者は、消防等業務の実施に当たり民間事業者の過失、その他民間事業者の責に帰すべき理由により当局の施設又は当局が貸与する物品等に損傷等を与えた場合、速やかに監督職員へ報告するとともに責任をもって復旧すること。

(2) 秘密の保持

民間事業者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らすことがないように就業規則又は職員等との個別契約等により定めること。

(3) 服装等

民間事業者は、消防及び救急医療業務の履行に当たり、職員に統一した服装を着用させること。また、関係機関との調整及び連携等を図り、特に言語態度には注意し、第三者に対して不快の念を与えることのないように努めること。

(4) 関係法規の遵守

民間事業者は、消防及び救急医療業務の履行に当たり、国際民間航空条約の附属書（空港業務マニュアル含む）、航空法（昭和27年法律第231号）、空港法（昭和31年法律第80号）、空港管理規則（昭和28年運輸省令第44号）、航空保安業務処理規程、労働基準法（昭和22年法律第49号）及びその他関係法規を遵守すること。

(5) 立入申請

民間事業者は、職員に対して、配置される各空港事務所発行の制限区域立入承認証の交付を受けさせるとともに定期的に制限区域安全管理規程に関する再教育を行うこと。また、履行に当たり車両を使用する職員については、制限区域車両運転の許可を得ること。

加えて、制限区域で使用する車両は制限区域車両使用承認を受けること。

(6) 事故防止

民間事業者は、車両等の運転及び訓練の実施に際して、事故防止に細心の注意をすること。万一、職員の故意により又は業務上必要とする注意を怠り、車両及び空港内の諸施設等に損傷を及ぼした場合は、民間事業者の責任において速やかに原形に修復すること。

(7) 安全管理

- ① 民間事業者は、監督職員から安全に関する情報・指示があった場合、遅滞なく職員等に周知し安全管理の徹底を図ること。
- ② 民間事業者は、現場作業において安全上の問題が発生した場合、遅滞なく監督職員に報告し、監督職員と協力して適切な措置を行い、また状況調査や原因究明に努め再発防止策を実施すること。
- ③ 民間事業者は消防等業務においてヒヤリ・ハット等の不安全の要因となる箇所や状態等の安全に係る情報を積極的に収集し、監督職員に書面による報告を行うこと。

(8) 職員の基準

各空港に配置する職員等は民間事業者の正社員とし、的確な情報伝達及び意思疎通が日本語にて図れること。

(9) 資料の閲覧

民間事業者は、消防等業務を実施するに当たり、参考となる次の資料を国土交通省東京航空局安全企画・保安対策課、東京空港事務所空港保安防災課、並びに新潟空港事務所総務課にて閲覧することができる。

- ① 航空法及び航空法施行規則
- ② 空港管理規則
- ③ 航空保安業務処理規程
- ④ 各空港制限区域安全管理規程

1. 2 サービスの質の設定

本業務の実施に当たり、達成すべき質は、以下のとおりとする。

1. 2. 1 消防等業務において達成すべき質

基本方針	要求事項	測定指標	要求水準
消防等業務を通じて、空港消防体制の確保に努め円滑な空港運用を可能とすること。	空港運用の継続	業務中の過失による人身事故及び物損事故を起こさないこと。	業務履行中における人身事故及び物損事故であって空港の運用に影響を与える事案の発生件数0件を目標とする。
	事案発生時の措置	緊急時における出動及び待機について、迅速かつ的確な諸活動を行うこと。	緊急時において、迅速かつ的確な諸活動ができない件数0件を目標とする。

1. 2. 2 消防等業務において確保すべき水準

次の業務水準を確保すること。なお、現行業務の水準は、従来の実施方法として下記6. で開示する情報に定める内容とする。ただし、従来の実施方法については、改善提案を行うことができる。

(1) 消防業務

指定された担当業務（1. 1. 5）を実施し、迅速かつ的確な諸活動を行うこと。

(2) 救急医療業務

指定された担当業務（1. 1. 6）を実施し、迅速かつ的確な諸活動を行うこと。

1. 2. 3 創意工夫の発揮可能性

消防等業務を実施するに当たっては、以下の観点から民間事業者の創意工夫を反映し、包括的な公共サービスの質の向上、効率化の推進、信頼性の維持等に努めるものとする。

(1) 消防等業務の実施方法に対する改善提案

民間事業者は、消防等業務の実施方法について、より効果的かつ効率的なもので創意工夫がみられる提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を提案すること。ただし、現行以上の質のレベルが確保できる根拠等を示すこと。

(2) 研修・訓練体制に対する改善提案

民間事業者は、研修訓練体制について、効率的な研修・訓練の体制に対する提案の内容に創意工夫がみられる提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を提案すること。

1. 2. 4 請負費の支払い方法

(1) 当局は、事業期間中の検査・監督を行い、確保すべき水準が満たされているか確認した上で、請負費を支払うものとする。検査・監督の結果、確保すべき水準が満たされていない場合、当局は業務改善を行うように指示し、民間事業者に対し速やかに業務改善書を当局に提出させるものとする。当局は業務改善の確認ができない限り民間事業者の支払いは行わないものとする。

(2) 請負費の支払いに当たっては年12回までとし、民間事業者は当該月分の業務完了後、当局との間で定める書面により当該月分の支払い請求を行い、当局はこれを受領した日から30日以内に業務の達成状況に応じた金額を民間事業者に支払うものとする。

(3) 契約年度内における緊急的な消防等業務並びに総括監督職員からの指示により消防等業務の変更が生じた場合は、その変更に応じて実績額を各年度末に一括精算するものとする。また、業務の変更等が生じた際に提出が必要となる書面等がある場合は、別途監督職員の指示により民間事業者が作成し、監督職員へ提出するものとする。

1. 2. 5 経費の負担

(1) 待機場所及び光熱水料

職員の常駐待機場所は無償貸与とする。なお、返還する際は民間事業者の負担により原状回復を行うこと。常駐待機場所における光熱水料費等は、無償とするが、民間事業者は水道光熱費の節約に努めること。

(2) 電話

職員が常駐待機場所で消防等業務のため使用する内線電話は原則として無償とする。ただし、別途電話機を設置しようとする場合は、当局の承認を得て民間事業者の負担において設置すること。

(3) 車両及び無線機

空港内の連絡に使用する車両及び無線機並びにその維持費は、民間事業者の負担とする。

(4) 服装

業務の履行に当たり用いる統一した服装に係る経費は、民間事業者の負担とする。

(5) 法令等変更による追加費用および損害の負担

法令等の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用および損害は、以下の①又は③のいずれかに該当する場合には当局が負担し、それ以外の増加費用及び損害については民間事業者が負担する。

- ① 本業務の内容又は実施体制等に影響を及ぼす法令、基準等の変更
- ② 消費税その他の類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）
- ③ 上記①及び②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

(6) その他

事務用消耗品、備品及びその他雑品については民間事業者の負担とする。

1. 2. 6 貸与物品

消防、救急医療業務に使用する消防車等、救急医療搬送車等（付属品を含む）、防火衣、化学消火薬剤及び資器材等を、無償貸与する。なお、本表以外に化学消防車等貸与物品について変更がある場合は、別途通知する。

空港名	空港用化学 消防車 (※2)	給水車	救急 医療 搬送車	空港用 救難 照明車	防火衣		化学 消火 薬剤	医療 資器材	救難 機材	無線 機器
					普通	特殊				
東京 国際	4	1	1 (※1)	1	9	12	一式	一式	一式	一式
新潟	3	1	1 (※1)	1	7	9	一式	一式	一式	一式

(※1) 救急医療搬送車欄の※については、トレーラが配備されており大型自動車免許に加え、牽引免許を必要とする。

(※2) 空港用化学消防車の貸与物品数のうち、各空港に1台ずつHRET型化学消防車を配置する。

1. 2. 7 常備図書

民間事業者は、下記の関係法規等参考図書を常備し、職員へ熟知させるものとする。

- (1) ICAO関係図書
- (2) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (3) 航空法（昭和27年法律231号）
- (4) 空港法（昭和31年法律第80号）
- (5) 空港管理規則
- (6) 航空保安業務処理規程（無償貸与）
- (7) 危険物の規制に関する政令
- (8) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

2. 実施期間に関する事項（法第14条第2項第2号）

本業務の実施期間は、次のとおりとする。

実施期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

※本入札に係る落札及び契約締結は、本業務に係る令和4年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

3. 入札参加資格に関する事項（法第14条第2項第3号及び第3項）

3. 1 法第15条において準用される第10条各号（ただし、第11号を除く。）に該当するものでないこと。
3. 2 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。
3. 3 予決令第71条の規定に該当しないこと。
3. 4 令和01・02・03年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」のA又はB等級に格付けされた競争参加資格を有する者。
3. 5 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定（第3章第4節を除く。）又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）。
3. 6 10. 4の第三者委員会の構成員である外部有識者本人又はこれらの者と資本若しくは人事面において関連のある事業者でないこと。
3. 7 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
3. 8 労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）。
3. 9 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「申請書類」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、東京航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年6月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。
3. 10 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
3. 11 空港ごとに、次の①、②に掲げる有効な技能証明を有する人員をそれぞれ確保していること。
なお、①について東京国際空港は5名以上、新潟空港は3名以上、②について東京国際空港は5名以上、新潟空港は3名以上とするが、②の人員の確保については、①の技能を有する人員で確保しても差し支えない。

- ① 国土交通省空港保安防災教育訓練センターにおける訓練を受講し、以下1）、2）に掲げ

るいずれかの要件を満たしている人員。

- 1) 空港消火救難業務従事者（Ⅱ）訓練の認定証の交付を受けている。
 - 2) 空港消火救難業務従事者（Ⅰ）訓練の認定証の交付を受けた後、空港消防の業務経験を3年以上有している。
- ② 国土交通省空港保安防災教育訓練センターにおける空港消火救難業務従事者（Ⅰ）訓練の認定証の交付を受けている。

3. 1 2 入札参加グループでの入札について

3. 1 2. 1 全体要件

- (1) 適正に業務を遂行できる入札参加グループを結成して入札に参加することができる。その場合、申請書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加する。なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできない。また、代表企業及びグループ企業は、代表者及び他の構成員の役割及び責任の分担並びに代表企業の役割を他の構成員が代替・保障する旨を明記した入札参加グループ結成に関する協定書（又はこれに類する書類）（以下「協定書」という。）を作成し、申請書類と併せて提出すること。
- (2) 入札参加者は、入札参加グループとして参加する場合、申請書類の提出期限の日以降は、入札参加グループを構成する者の変更を認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、当局はその事情を検討の上、可否の決定をするものとする。

3. 1 2. 2 個別要件

入札参加グループで本業務を実施する場合、代表企業は本業務全体の企画立案を担当するものとし、本業務全体の企画立案、消防業務、救急医療業務を包括的に管理するものとする。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項（法第14条第2項第4号）

4. 1 入札の実施手続及びスケジュール

本件は、下記4. 2. 1に示す提出書類の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件であり、電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。なお、電子入札システムにより難しい場合は、紙入札による参加願いを提出すること。

手 続	スケジュール
入札公告	令和3年12月上旬頃
入札説明資料の配布	令和3年12月上旬頃
申請書類、技術提案書に関する質疑応答期限	令和4年 1月上旬頃
申請書類、技術提案書の提出期限	令和4年 1月上旬頃
入札等に関する質疑応答期限	令和4年 1月下旬頃
競争参加資格確認結果通知	令和4年 1月下旬頃
入札書の提出期限	令和4年 2月上旬頃
開札・落札予定者の決定	令和4年 2月上旬頃
契約締結	令和4年 4月 1日

4. 2 入札実施手続

4. 2. 1 提出書類

入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる申請書類、技術提案書、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）、誓約書を提出すること。なお、上記の入札金額には、入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本業務に要する一切の諸経費の110分の100に相当する金額を記載することとする。また、本実施要項にない具体的項目は入札説明書によるものとする。

(1) 申請書類

- ① 競争参加資格確認申請書【申請様式1】
- ② 技能の証明について【申請様式2】
- ③ 業務に対する認識【申請様式3】
- ④ 管理体制【申請様式4】
- ⑤ 入札参加グループで参加する場合の協定書の写し（任意様式）

(2) 技術提案書

入札参加者が提出する技術提案書は、本実施要項「5.」で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載する。

- ① 実施方法についての提案【提案様式1】
業務の迅速性の向上や事案発生時の対応能力の向上を図るなど業務の実施方法に係る創意工夫を記載すること。
- ② 研修・訓練体制についての提案【提案様式2】
仕様で定める標準訓練や体力錬成など技能向上を図る取組の創意工夫等。なお、国土交通省空港保安防災教育訓練センターにおける訓練への派遣の記載は除き、貴社における研修・訓練について記載すること。
- ③ 業務実績【提案様式3】
- ④ 業務実施体制①【提案様式4】
- ⑤ 業務実施体制②【提案様式5】
- ⑥ 品質管理マネジメントシステムの取組状況について【提案様式6】
- ⑦ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組【提案様式7】

(3) 誓約書

入札参加者は、法第10条第4号及び第6号から第9号までの暴力団排除条項に該当しないこと等に関する誓約書を提出すること。【誓約書様式】

(4) 意見聴取対象者リスト

入札参加者は開札後、当局の求めに応じ、速やかに意見聴取対象者リストを提出すること。

4. 2. 2 紙入札方式による開札に当たっての留意事項

- (1) 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又は、その代理人が立ち会わない場合は、入札事務に利害関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 入札参加者又はその代理人は開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札中は契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認められた場合のほか、開札場を退場することができない。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（法第14条第2項第5号）

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、審査は当局に設置する学識経験者が参画する第三者委員会（第三者委員会は、必ず1名以上の学識経験者が参画し、評価方法や落札者の決定について審議するが、委員は自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。）において行うものとする。

5. 1 落札者決定に当たってのサービスの質の評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された技術提案書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加算点項目審査）について行うものとする。

5. 1. 1 必須項目審査

必須項目審査においては、入札参加者が技術提案書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。すべて満たしている場合は標準点（100点）を付与し、次の（1）及び（2）の必須項目のうち1項目でも満たしていない場合は失格とする。

（1）業務に対する認識

空港消防及び空港救急医療を適正かつ円滑に行う方針が記載され、計画的な業務の履行が見込まれること。

（2）管理体制

具体的な業務実施方法、緊急時の連絡体制、責任者の業務管理体制及び責任の所在が確立されていること。

5. 1. 2 加算点項目審査

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、次の加算点項目について審査を行う。なお、提案内容については、具体的でありかつ効果的な実施が期待されるかという観点から、基本的には、従来の実施方法と提案内容との比較を行い、絶対評価により加算する。（34点）

（1）実施方法についての提案内容（10点）

実施方法についての提案が、消防等業務により効果的かつ効率的なものであり、内容に創意工夫がみられるか。

（2）研修・訓練体制についての提案内容（10点）

効率的な研修・訓練の体制に対する提案の内容に創意工夫がみられるか。

（3）業務実績（2点）

過去に空港消防業務又は空港救急医療業務を行った実績があるか（履行中のものは除く）。

（4）業務実施体制①（3点）

救護に関する技能を有する者を確保しているか。

（5）業務実施体制②（3点）

安全運転の意識が定着されているか。

（6）品質管理マネジメントシステムの取組状況（3点） ISO9001の認証を取得しているか。

（7）ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標（3点）

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号、以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号、以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号、以下「若者雇用促進法」という。）」に基づく認定があるか。

5. 1. 3 上記（5. 1. 1）及び（5. 1. 2）の評価項目並びにそれぞれの配点については、評価表（別表）による。

5. 2 落札者決定に当たっての評価方法

5. 2. 1 落札者の決定方法（除算方式）

必須項目審査により得られた標準点（100点）に加算点項目審査の得点（最高34点）を加算し、入札価格で除した値を評価値とし、入札参加者中でも最も高い値の者を落札者とし決定する。

評価値＝（標準点（100点）＋加算点項目審査の得点（最高34点））÷入札価格

5. 2. 2 留意事項

- (1) 当該落札者の入札価格が予定価格の一定割合に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある、著しく不相当であると認められた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い1者を落札者として決定することがある。
- (2) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札参加者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に利害関係のない職員が代わりにくじを引き落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者が決定したときは、遅滞なく落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について、官民競争入札等監理委員会に報告するとともに公表するものとする。

5. 3 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて

入札参加者又はその代理人のうち予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、原則として、予決令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第14条第2項第6号及び4項）

従来業務実施に関する情報は別添資料のとおり。

7. 対象公共サービス実施民間事業者が使用させることができる国有財産に関する事項（法第14条第2項第7号）

7. 1 本業務の実施において、使用させることができる国有財産は次のとおりとする。また、当該国有財産を損傷した場合は、民間事業者は原状回復の上、当局へ返却すること。

7. 1. 1 事務室等

民間事業者が消防等業務にかかる業務を行うために必要な事務室は、当局が準備する。なお、使用に当たっては、無償で使用することができる。ただし、民間事業者において持ち込んだ設備、機器等については、契約終了までに撤去し原状回復すること。

8. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第14条第2項第9号）

8. 1 報告等について

8. 1. 1 業務実施体制に係る書類の作成と提出

民間事業者は、受注後速やかに、次の書類を監督職員へ提出すること。また、年度途中において職員の配置に変更が生じた場合も同様とし、監督職員の確認を受けること。

なお、大型自動車免許、牽引免許並びに制限区域内立入承認証を受注時に有していない者については、履行開始までに全て取得させ、運転免許証の写し及び運転免許証等の取得状況を更新した職員別技能区分名簿（様式1）を提出することとする。

- ① 職員の履歴書等（写真貼付）の写し
- ② 職員の運転免許証の写し（車両運転職員に限る）
- ③ 新体カテストの記録（１年以内に実施したもの）
- ④ 職員別技能区分名簿（様式１）
- ⑤ 現場責任者及び現場責任者代理人の選任通知
- ⑥ 職員別技能区分表（別紙１－１、１－２）に示す国土交通省空港保安防災教育訓練センターから交付を受けた認定証又は修了証の写し
 - a) 空港消火救難業務従事者（Ⅱ）訓練の認定証の写し（（Ⅱ）訓練以上の認定証を含む）
 - b) 空港消火救難業務従事者（Ⅰ）訓練の認定証の写し
 - c) HRETオペレーター養成訓練の認定証の写し
- ⑦ 正社員であることを証明できる書類
- ⑧ 緊急時連絡体制図（受注者の組織、連絡先及び報告先の経路を示しもの）
- ⑨ 緊急時における関係機関への連絡系統図（監督職員の承認を得たもの）

8. 1. 2 業務計画書の作成と提出

民間事業者は、月間日程表（様式２）及び月間勤務予定表（様式３）を原則として、前月２５日までに監督職員あてに提出し承認を受けることとし、変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に報告すること。なお、採用された技術提案の内容については、業務計画書に記載し、確実に履行しなければならない。また、「加算点を付与する対象とならない」とした技術提案のうち、標準案との効果の差が不明な技術提案については、当局と民間事業者間の協議を経て業務計画書を作成するものとする。

民間事業者は、業務計画の変更の必要があると判断した場合は、監督職員の承認を得て、業務計画を変更することができる。また、監督職員は、必要に応じて民間事業者に業務計画の変更を求めることができる。

8. 1. 3 実績表の作成と提出

民間事業者は、本業務の履行結果を正確に記載した業務日報（消防・救急医療）（様式１０、１１）、月間日程実績表（様式２）、月間勤務実績表（様式３）を作成し、監督職員に提出する。

- (１) 民間事業者は、当局が指定する時間までに、前日の消防等業務の状況等必要事項を記入の上、監督職員に提出すること。ただし、業務日報の様式については、監督職員から各空港の特性等により記載事項の追加の指示があった場合はこの限りでなく、監督職員の指示による様式にて提出すること。また、事案・事故報告書についてはその都度、監督職員の指示に従い、必要事項を記入のうえ提出すること。

- (２) 民間事業者は、8. 1. 2にて提出した当該月の終了後、速やかに月間日程実績表及び月間勤務実績表（様式３）を提出すること。また、民間事業者は一定期間の作業が完了した旨を監督職員に通知すること。

8. 1. 4 当局の検査・監督体制

民間事業者からの報告を受けるに当たり、当局の検査・監督体制は次のとおりとする。本業務の検査・監督体制として、当局は国土交通省東京航空局総務部安全企画・保安対策課職員及び国土交通省東京航空局東京空港事務所、新潟空港事務所職員に検査職員、監督職員を任命する。

8. 2 当局による調査への協力

当局は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要があると認めるときは民間事業者に対し、本業務の状況に関する必要な報告を求め又は民間事業者の事務所（業務実施場所を含む）に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査を実施する当局の職員は、検査等を行う際には当該検査等が法第２６条第１項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関

係者に提示するものとする。

8. 3 指示について

当局は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

また、上記によらず、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で指示を行うことができるものとする。

8. 4 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して当局が開示した情報等（公知の事実等を除く）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし又は盗用してはならない。

これらの者が秘密を漏らし又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

8. 5 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

8. 5. 1 業務の開始及び中止

(1) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に確実に本業務を開始しなければならない。

(2) 民間事業者は、やむを得ない事由により本業務を中止しようとするときは、あらかじめ当局の了承を受けなければならない。

8. 5. 2 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

8. 5. 3 宣伝行為の禁止

(1) 民間事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

(2) 民間事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施の事実をもって第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

8. 5. 4 法令等の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

8. 5. 5 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

8. 5. 6 職員の心身の健康状態の把握

民間事業者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に定められる職員の健康管理に加え、消防業務等に必要な措置及び日常から職員の心身の健康状態を把握する措置をとること。心身に異常が認められた場合は、当該職員を業務に従事させない等、必要な措置を講じるとともに、それを解除する場合には、必要な検査及び十分な期間の観察を行った後、慎重に安全を確認した上で解除すること。なお、配置された職員の心身に異常があり、職員としての資質を欠くと当局が判断した場合には、当該職員を配置から外すよう民間事業者に要請することができるものとする。

8. 5. 7 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、本業務を終了し又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

8. 5. 8 権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

8. 5. 9 権利義務の帰属等

- (1) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者はその責任において必要な措置を講じなければならない。
- (2) 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ当局の了承を受けなければならない。

8. 5. 10 契約によらない自らの業務の禁止

民間事業者は、本業務の対象施設において、東京航空局長の許可を得ることなく自ら行う事業又は東京航空局長以外の者との契約（東京航空局長等との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

8. 5. 11 引継ぎ

円滑な業務移行がされるよう次のとおり業務の引継ぎを行うこと。

- (1) 民間事業者は、監督職員と調整のうえ、業務開始日までに現に本業務を実施している民間事業者が実施する業務の引継ぎを必ず受けること。
- (2) 民間事業者は、業務内容を明らかにした書類等を速やかに作成することとし、監督職員の確認を得ること。
- (3) 民間事業者は、監督職員と調整のうえ、業務内容を明らかにした書類等を用いるなど必要な措置を講じ、次期受注者の業務開始日までに次期受注者に対し確実に業務の引継ぎを実施すること。
- (4) 民間事業者は、次期受注者へ確実に業務の引継ぎが完了したことを監督職員へ報告すること。なお、業務の引継ぎに必要な業務説明者及び資料作成等の経費は、民間事業者の負担とする。

8. 5. 12 再委託の取扱い

- (1) 民間事業者は、本業務の実施に当たりその全部を一括して再委託してはならない。
- (2) 民間事業者は、本業務の実施に当たりその一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ技術提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他の管理の方法）について記載しなければならない。
- (3) 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえで当局の承諾を受けなければならない。
- (4) 民間事業者は、上記（2）及び（3）により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収しなければならない。
- (5) 再委託先は、上記の秘密の保持等、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、当局との契約によらない自らの業務の禁止については、民間事業者と同様の義務を負うものとする。
- (6) 民間事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、全て民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

8. 5. 13 契約内容の変更

当局及び民間事業者は、本業務の更なる質の向上の推進又はやむを得ない事由等により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれ相手方の承認を受けるとともに、法第21条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

8. 5. 14 契約解除

当局は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 虚偽その他不正の行為により落札者となったとき。
- (2) 法第10条の規定により請負競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。

- (3) 本契約に従って本業務を実施できなかったとき又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- (4) 上記(3)に掲げる場合のほか本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- (5) 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (6) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。
- (7) 民間事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して本業務の実施に関して知り得た秘密を漏洩又は盗用したとき。
- (8) 暴力団を、業務を統括する者又は従業員としてしていることが明らかになったとき。
- (9) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

8. 5. 15 契約解除時の取扱い

- (1) 上記(8. 5. 13)に該当し、契約を解除した場合には当局は民間事業者に対し、当該解除の日までに当該公共サービスを契約に基づき実施した期間にかかる請負費を支払う。
- (2) この場合、民間事業者は、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として当局の指定する期間内に納付しなければならない。
- (3) 当局は、民間事業者が前項の規定による金額を当局の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の3の割合で計算した金額を遅滞金として納付させることができる。
- (4) 当局は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。
- (5) 民間事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により請負事業の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能となった場合は当該責任を負わないものとする。

8. 5. 16 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と当局が協議するものとする。

8. 5. 17 業務途中における入札参加者グループからの脱退

代表企業及びグループ企業は、本業務を完了する日までは入札参加グループから脱退することはできない。

8. 5. 18 業務途中における参加企業の破産又は解散に対する処置

参加企業のうち、いずれかが業務途中において破産又は解散した場合には、当局の承認を得て、残存参加企業が共同連帯して当該参加企業の業務を完了するものとする。ただし、残存参加企業のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存参加企業全員及び国の承認を得て、新たな構成員を当該入札参加グループに加入させ、当該参加企業を加えた参加企業が共同連帯して破産又は解散した参加企業の分担業務を完了するものとする。

8. 5. 19 談合等不正行為があった場合の違約金等の取扱い

- (1) 民間事業者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、民間事業者は当局の請求に基づき契約額（本契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として当局の指定する期間内に支払わなければならない。

- ① 本契約に関し、民間事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し又は民間事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会が民間事業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8

条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

② 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

③ 納付命令又は排除措置命令により、民間事業者が独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象になった取引分野が示された場合において、本契約が当該機関(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が民間事業者に対し納付命令を行い、これが確定したときは当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

④ 本契約に関し、民間事業者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは同項第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(2) 民間事業者は、上記(1)の規定による金額を当局の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額の延滞金として支払わなければならない。

9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任(国家賠償法の規定により国の行政機関が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に應ずる責任を含む)に関する事項(法第14条第2項第10号)

本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は重大な過失により当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

9. 1 当局が国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当局は当該公共サービス実施民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存ずる場合は、当局が自ら賠償の責めに任ずるべき金額を超える部分に限る)について求償することができる。
9. 2 当該公共サービス実施民間事業者が民法(明治29年法律第89号)第709条等に基づき当該第三者に対する損害を行った場合であって、当該損害の発生について、当局の責めに帰すべき理由が存ずるときは、当該民間事業者は当局に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずるべき金額を超える部分について求償することができる。
9. 3 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって国土交通省に損害を与えたときは、民間事業者は、国土交通省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。
9. 4 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、「3(1)⑥ 納品物件」に定める納品期限を遅延したときは、遅延金として納品期限の翌日から履行完了までの遅延日数1日につき契約金額の年3パーセントの割合で計算した額を国土交通省の指定する期間内に納付しなければならない。

10. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項(法第14条第2項第11号)

10. 1 実施状況に関する調査の時期

本業務の実施状況については、総務大臣が行う評価の時期（令和6年6月予定）を踏まえ、令和6年3月31日時点における状況を調査するものとする。

10. 2 調査の方法

当局は民間事業者が実施した業務の内容について、その評価が的確に実施されるように実施状況等の調査を行うものとする。ただし、上記（1. 2. 1）における業務の質として設定した項目については、随時確認することとし、上述の調査に併せて集計する。上述の調査に際しては、過大な周辺環境の変化等、民間事業者の責任や権限が及ばない事故等発生要因の有無を確認する。また、必要に応じて従来の実施状況との比較分析を行うものとする。

10. 3 調査項目

調査項目は、上記（1. 2. 1）及び（1. 2. 2）並びに（1. 2. 3）で記載した以下の項目とする。

- （1）業務中の過失による人身事故及び物損事故発生件数【調査資料：業務日報】
- （2）緊急時における出動及び待機状況【調査資料：業務日報】
- （3）業務において確保すべき水準及び履行状況【調査資料：業務日報、消防車両日常整備点検記録簿、救急医療搬送車日常整備点検記録簿、救難照明車日常点検記録簿、月間日程実績表、消火救難機材等月例点検表、救急医療資機材等月例点検表、空気膨張式テント機能試験表、消火救難機材等特別点検整備表、救急医療資器材等特別点検整備表】
- （4）上記（1. 2. 3）での提案を反映し確定した業務の履行状況【調査資料：業務日報、月例日程実績表等】

10. 4 上記調査項目に関する内容については、本業務の実施状況等を総務大臣及び官民競争入札等監理委員会へ令和6年5月を目途に提出するに当たり、当局に設置する第三者委員会に報告し意見を聴くものとする。

11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

11. 1 対象公共サービスの実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告及び公表

当局は民間事業者に対して、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合、または、会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

11. 2 当局の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。また、本業務の実施状況に係る監督は上記（8. 1. 4）により行うこととする。

11. 3 民間事業者が負う可能性のある主な責務等

11. 3. 1 民間事業者の責務等

本業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法第25条第2項の規定により公務に従事する職員とみなされる。

11. 3. 2 罰則等

（1）次のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。

- ① 上記（8. 1. 1）及び（8. 1. 2）並びに（8. 1. 3）による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は上記（8. 1. 4）による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- ② 正当な理由なく、上記（8. 3）による指示に違反した者

（2）法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記（1）の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰

するほか、その法人又は人に対して上記（１）の刑を科されることとなる。

- （３）法第54条の規定により、本業務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

11. 3. 3 会計検査について

民間事業者は、公共サービスの内容が会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条に該当するとき、又は同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の委託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は当局を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

評価表

評価項目	評価基準	必須	加点			備考
			評定	提案数	配点	
I. 必須項目						
業務に対する認識	空港消防及び空港救急医療を適正かつ円滑に行う方針が記載され、確実な業務の履行が見込まれること。	合・否	—	—	—	
管理体制	業務関係者の業務管理体制及び責任の所在が明確になっていること。	合・否	—	—	—	
II. 加算点項目						
実施方法についての提案	業務の迅速性の向上又は事案発生時の対応能力の向上を図る提案であり、内容に創意工夫がみられるか。	—	1提案あたり 0～2点	最大 5項目	0～10	※1
研修・訓練体制についての提案	技能の向上を図る提案であり、内容に創意工夫がみられるか。	—	1提案あたり 0～2点	最大 5項目	0～10	※1
業務実績	過去に空港消防又は空港救急医療業務を行った実績があるか。	—	0～2	—	0～2	
業務実施体制①	救護に関する技能を有する者を確保しているか。	—	0～3	—	0～3	
業務実施体制②	安全運転の意識が定着しているか。	—	0～3	—	0～3	
品質管理マネジメントシステムの取組状況	ISO9001の認証を取得しているか。	—	0 or 3	—	0 or 3	
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業）	—	0～3	—	0～3	※2
	次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定企業）					
	若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）					
III. 合計点数		100	0～36			

※1 各々の評価項目それぞれの1提案につき評価を行う。提案する数は、評価項目毎に最大5提案までとし、6提案以上は評価しない。

※2 複数の認定などが該当する場合、最も配点が高い区分により加点する。

配点基準

【実施方法についての提案】

優	業務の迅速性の向上又は事案発生時の対応能力の向上に対し優れた具体的な提案である。	2点
良	提案はあるが、優の評価には該当しない。	1点
無	未記入又は提案と判断できない。	0点

【研修・訓練体制についての提案】

優	研修・訓練体制に対し優れた具体的な提案である。	2点
良	提案はあるが、優の評価には該当しない。	1点
無	未記入又は提案と判断できない。	0点

【業務実績】

優	年間を通じた空港消防及び空港救急医療の業務実績がある。	2点
良	年間を通じた空港消防又は空港救急医療のどちらかの業務実績がある。	1点
無	業務実績がない。	0点

【業務実施体制①】

優	消防局や消防本部が実施する上級救命講習、日本赤十字社が実施する救急員養成講習を修了した人員が、空港毎の配置予定職員の7割を超えている。	3点
良	消防局や消防本部が実施する上級救命講習、日本赤十字社が実施する救急員養成講習を修了した人員が、空港毎の配置予定職員の5割を超えている。	2点
可	消防局や消防本部が実施する上級救命講習、日本赤十字社が実施する救急員養成講習を修了した人員が、空港毎の配置予定職員の3割を超えている。	1点
無	上記に該当しない。	0点

(注) 例えば、一方の空港で7割を超えていても、もう一方の空港で5割を超えていない(3割は超えている)場合は、1点の加点とする。

【業務実施体制②】

優	2016年4月1日以降の無事故・無違反を証明できる人員が、空港毎の配置予定職員の7割を超えている。	3点
良	2016年4月1日以降の無事故・無違反を証明できる人員が、空港毎の配置予定職員の5割を超えている。	2点
可	2016年4月1日以降の無事故・無違反を証明できる人員が、空港毎の配置予定職員の3割を超えている。	1点
無	上記に該当しない。	0点

(注) 例えば、一方の空港で7割を超えていても、もう一方の空港で5割を超えていない(3割は超えている)場合は、1点の加点とする。

【品質管理マネジメントシステムの取得状況】

優	取得している。	3点
無	取得していない。	0点

【ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標】

複数の認定等に該当する場合、最も配点が高い区分により加点する。（例えば、「えるぼし認定2段階目の認定を受け、かつ、「くるみん」の認定を受けている企業の場合は、配点が高い「2点」を加点する。）

・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定）

優秀	プラチナえるぼし認定企業	3点
秀	えるぼし認定企業であり、認定段階が3	2点
優	えるぼし認定企業であり、認定段階が2	1.5点
良	えるぼし認定企業であり、認定段階が1	1点
可	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届を提出している。 ※行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の人数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）	0.5点
無	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届を提出していない、若しくはえるぼし認定企業でない。	0点

・次世代法に基づく認定（くるみん認定企業及びプラチナくるみん認定企業）

優	プラチナくるみん認定企業	2点
可	くるみん認定企業（新基準又は旧基準）	1点
無	未認定企業	0点

・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）

優	ユースエール認定企業	2点
無	未認定企業	0点

職員別技能区分表 1

該当空港：(東京国際)

技能別 人員数	業 務 能 力 等
A 1名	1. 現場責任を有し、業務統括ができること。
B 5名以上	1. 消防・救急医療複合業務に係る現場指揮ができること。 2. 国土交通省空港保安防災教育訓練センターにおける空港消火救難業務従事者(Ⅱ)訓練以上を受講し認定証の交付を受けた者、又は、空港消火救難業務従事者(Ⅰ)訓練を受講し認定証の交付を受けた後、空港消防の業務経験を3年以上有する者。
C 5名以上	1. 技能Bの代行指揮ができること。 2. 国土交通省空港保安防災教育訓練センターにおける空港消火救難業務従事者(Ⅰ)訓練を受講し認定証の交付を受けた者。
D	1. 業務上使用する車両、消防水利施設、化学消火薬剤、防火衣及び資器材等について点検保守及び正確な操作・運用ができること。

- 消防・救急医療複合業務を確実に履行するため、実施要項案1. 1. 4一般指示事項に規定する配置体制に必要な職員を確保しておくこと。
 - 技能Aの人員数は、全ての職員のうち1名とする。
 - 技能B及びCの人員数は、全ての職員のうちそれぞれ5名以上とする。
 - 技能Dの人員数は全ての職員から「技能A」・「技能B」・「技能C」を除いた人員数とする。
 - 勤務中の指揮命令体制を明確にするため、空港消防・救急医療業務提供時間中は、技能B及び技能Cを各1名以上配置すること。
但し、やむを得ず技能Bを配置できない場合は、監督職員と協議のもと技能Cによる代行を認めるものとする。
- ※空港消火救難業務従事者(Ⅱ)訓練以上とは、空港消火救難業務従事者(Ⅲ)訓練を含む。

職員別技能区分表 2

該当空港：(新潟)

技能別 人員数	業 務 能 力 等
A 1名	1. 現場責任を有し、業務統括ができること。
(リーダー) B 業務中は 常時1名	1. 消防・救急医療複合業務に係る指令卓での通信指令並びに職員に対する訓練指導及び業務遂行上の安全管理ができること。 2. 国土交通省空港保安防災教育訓練センターにおける空港消火救難業務従事者(Ⅱ)訓練以上を受講し認定証の交付を受けた者、又は、空港消火救難業務従事者(Ⅰ)訓練を受講し認定証の交付を受けた後、空港消防の業務経験を3年以上有する者。
B 3名以上	1. 消防・救急医療複合業務に係る現場指揮ができること。 2. 国土交通省空港保安防災教育訓練センターにおける空港消火救難業務従事者(Ⅱ)訓練以上を受講し認定証の交付を受けた者、又は、空港消火救難業務従事者(Ⅰ)訓練を受講し認定証の交付を受けた後、空港消防の業務経験を3年以上有する者。
C 3名以上	1. 技能Bの代行指揮ができること。 2. 国土交通省空港保安防災教育訓練センターにおける空港消火救難業務従事者(Ⅰ)訓練を受講し認定証の交付を受けた者。
D	1. 業務上使用する車両、消防水利施設、化学消火薬剤、防火衣及び資器材等について点検保守及び正確な操作・運用ができること。

- 消防・救急医療複合業務を確実に履行するため、実施要項案 1. 1. 4一般指示事項に規定する配置体制に必要な職員を確保しておくこと。
- 技能Aの人員数は、全ての職員のうち1名とする。
- 技能B及びCの人員数は、全ての職員のうちそれぞれ3名以上とする。
- 技能Dの人員数は全ての職員から「技能A」・「技能B」・「技能C」を除いた人員数とする。
- 勤務中の指揮命令体制を明確にするため、空港消防・救急医療業務提供時間中は、技能B及び技能Cを各1名以上配置すること。

但し、やむを得ず技能Bを配置できない場合は、監督職員と協議のもと技能Cによる代行を認めるものとする。

なお、上記の配置に加えて、リーダーとして技能Bの業務能力を有する者を空港消防・救急医療業務提供時間中は常時1名配置すること。

※空港消火救難業務従事者(Ⅱ)訓練以上とは、空港消火救難業務従事者(Ⅲ)訓練を含む。

年間標準訓練時間(消防業務)
(現任者訓練は、「班」単位の訓練時間を示す。)

(単位:時間)

仕様書区分	区 分	基 礎 訓 練								実 用 訓 練			
		新 任 者 訓 練				現 任 者 訓 練				現 任 者 訓 練			
		学科	実技	計	備考	学科	実技	計	備考	学科	実技	計	備考
座 学	関係法令等	2		2		2		2	0.5h×4回				
	空港消防の使命と責任	2		2		2		2	0.5h×4回				
	空港の概要(空港・周辺地理を含む)	1		1		6		6	1h×6回				
	航空機の概要・構造	1		1		6		6	1h×6回				
	消防の基礎理論(燃烧・火災・消火)	6		6		6		6	1h×6回				
	消防車等の構造・性能	2		2		3		3	1h×3回				
	消火薬剤の特性	2		2		4		4	0.5h×8回				
	(1) 泡消火薬剤	(1)		(1)		(2)		(2)					
	(2) 粉末消火薬剤	(1)		(1)		(1)		(1)					
	(3) 消火薬剤量の計算					(1)		(1)					
	航空機火災の消防戦術	1		1		2		2	0.5h×4回				
	安全教育	1		1		3		3	0.5h×6回				
技 能	消防車等の点検・整備法※		2	2							12	12	1h×12回
	関係施設・設備の操作・点検										3	3	0.5h×6回
	礼式・行動訓練		2	2							2	2	0.5h×4回
	情報伝達※										2	2	1h×2回
	標準初動方式の訓練※										12	12	1h×12回
	出動訓練										3	3	0.5h×6回
	現場到達及び消防車占位等の訓練※										6	6	1h×6回
	消防車輛等の運転・操作法		1	1							6	6	1h×6回
	消防車輛走行慣熟訓練(含夜間走行)										2	2	1h×2回
	ホース延張・中継法		2	2							6	6	0.5h×12回
	ターゲット射出法										7	7	0.5h×14回
	ハンドライン射出法										7	7	0.5h×14回
	ターゲット・ハンドライン複合訓練										4	4	1h×4回
	揚水・送水方法										6	6	0.5h×12回
	防火衣装着法										2	2	0.5h×4回
	消防用資機材の使用法(含空気呼吸器)										4	4	0.5h×8回
	航空機火災想定訓練※										2	2	1h×2回
	実火訓練(含想定訓練)※										2	2	1h×2回
合同訓練(含消火救難隊要員訓練)※										6	6		
図上演習※										2	2	1h×2回	
	合 計	18	7	25		34		34			96	96	

(注) 1. 新任者訓練(個人単位)は、採用後2週間以内に完了するものとする。

2. 区分欄、※印の訓練科目は、事務所単位の時間とする。

年間標準訓練時間(救急医療業務)
(現任者訓練は、「班」単位の訓練時間を示す。)

(単位:時間)

仕様書区分	区分	基礎訓練								実用訓練				
		新任者訓練				現任者訓練				現任者訓練				
		学科	実技	計	備考	学科	実技	計	備考	学科	実技	計	備考	
座 学 及 び 実 技	空港救急医療業務の概要	2		2		2		2	1h×2回					
	医療搬送車、電源照明車の構造・性能		1	1			2	2	1h×2回					
	医療搬送車、電源照明車の運転操作		1	1			2	2	0.5h×4回					
	医療搬送車、電源照明車の点検整備						2	2	0.5h×4回					
	救急医療資器材・救難機材の取扱	1	1	2			2	2	0.5h×4回					
	救急医療資器材・救難機材の点検整備	1	1	2			2	2	1h×2回					
	現場救護所設置要領(テント設営等)※										18	18	1.5h×12回	
	応急手当・応急措置・担架等搬送法	1	1	2		2		2	1h×2回		2	2	1h×2回	
	合同訓練(含消火救難隊要員訓練)※										6	6		
	図上演習※										2	2	1h×2回	
	安全管理	1		1		2		2	0.5h×4回					
	合計		6	5	11		6	10	16			28	28	

(注) 1. 新任者訓練(個人単位)は、採用後2週間以内に完了するものとする。

2. 大型救急医療搬送車の配備されている空港に限る。

3. 区分欄、※印の訓練科目は、事務所単位の時間とする。

消防車両日常点検記録簿

号車										自	年	月	日	
点検箇所	点検内容	日	日	日	日	日	日	日	点検箇所	点検内容	日	日	日	日
ハンドル	1 遊び・ゆるみ・がた								ハンドライン	35 収納状況				
	2 振り・取られ・重い									36 作用				
ブレーキ	3 踏みしろ・引きしろ								自衛ノズル	37 作用				
	4 きき具合・片きぎ								レバー・コック・バルブ・スイッチ類	38 作用				
	5 液量									39 適正位置				
	6 空気圧の上がり具合								吐水・給水管路	40 漏水				
	7 バルブからの排気音									41 ドレン排水				
タイヤ	8 空気圧								装備品・装備品積載装置	42 装備品の状態				
	9 亀裂・損傷・異物									43 積載装置の具合				
	10 異常な摩耗								生産用水・消火薬剤	44 泡生産用水の量				
	11 溝の深さ									45 主消火薬剤・補助消火薬剤の量				
	12 取付け状態								その他	46 前日に異常が認められた箇所				
シャシ・ばね	13 折損								点検時走行距離数 (km)					
原動機	14 排気の色								当日走行距離数 (km)					
	15 冷却水								ポンプ稼働時間 (分)					
	16 ファンベルトの状態								エンジン稼働時間 (分)					
	17 オイルの量								燃料補給量 (ℓ)					
燃料装置	18 燃料の量								潤滑油補給量 (ℓ)					
乗車装置	19 ドアロック								記 事	日				
灯火・表示灯装置	20 点灯・点滅							日						
警音(報)器・方向指示器	21 作用							日						
ワイパー・ウインドウォッシャー	22 作用							日						
	23 液量・洗浄装置							日						
後写鏡・反射鏡	24 写影							日						
計器	25 作用							日						
エアタンク	26 疑水							日						
	27 空気圧力							日						
無線装置	28 作用							日						
ポンプ装置	29 ポンプ作用							日						
	30 電動クラッチ作用							日						
	31 ポンプギア作用							日						
タレット	32 作用							担当者						
	33 開閉バルブ							責任者						
	34 スロットル													

記号内容: 良好 V 交換 X 調整 A 締付 T 清掃 C 給油 L 修理 Δ 外注修理 ☆

消防車両日常点検記録簿

号車		自 年 月 日 至 年 月 日															
点検箇所	点検内容	○	○	○	○	○	○	○	○	点検箇所	点検内容	○	○	○	○	○	○
ハンドル	1 遊び・ゆるみ・がた									自衛ノズル	37 作用						
	2 振り・取られ・重い									レバー・コック・バルブ・スイッチ類	38 作用						
ブレーキ	3 踏みしろ・引きしろ										39 適正位置						
	4 きき具合・片きき									吐水・給水管路	40 漏水						
	5 液量										41 ドレン排水						
	6 空気圧の上がり具合									装備品・装備品積載装置	42 装備品の状態						
	7 バルブからの排気音										43 積載装置の具合						
タイヤ	8 空気圧									生産用水・消火薬剤	44 泡生産用水の量						
	9 亀裂・損傷・異物										45 主消火薬剤・補助消火薬剤の量						
	10 異常な摩耗									伸縮ブーム	46 作用						
	11 溝の深さ										47 油圧オイルの量						
	12 取付け状態									穿孔装置	48 作用						
シャシ・ばね	13 折損									カラーカメラ・赤外線カメラ	49 外観・モニター表示状況						
原動機	14 排気の色									その他	50 前日に異常が認められた箇所						
	15 冷却水									点検時走行距離数 (km)							
	16 ファンベルトの状態									当日走行距離数 (km)							
	17 オイルの量									ポンプ稼働時間 (分)							
燃料装置	18 燃料の量									エンジン稼働時間 (分)							
乗車装置	19 ドアロック									燃料補給量 (%)							
燈火・表示燈装置	20 点灯・点滅									潤滑油補給量 (%)							
警音(報)器・方向指示器	21 作用									事	日						
ワイパー・ウインドウォッシャー	22 作用										日						
	23 液量・洗浄装置										日						
後写鏡・反射鏡	24 写影										日						
計器	25 作用										日						
エアタンク	26 疑水										日						
	27 空気圧力										日						
無線装置	28 作用										日						
ポンプ装置	29 ポンプ作用										日						
	30 電動クラッチ作用										日						
	31 ポンプギア作用									日							
タレット	32 作用									日							
	33 開閉バルブ									日							
	34 スロットル									日							
ハンドライン	35 収納状況									担当者							
	36 作用									責任者							

記号内容: 良好 V 交換 X 調整 A 締付 T 清掃 C 給油 L 修理 Δ 外注修理 ☆

救急医療搬送車日常点検記録簿

号車										自	年	月	日				
点検箇所		点検内容								至	年	月	日				
		日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日					
ハンドル	1	遊び・ゆるみ・がた							発電機	35	オイルの量						
	2	振り・取られ・重い								36	冷却水の量						
ブレーキ	3	踏みしろ・引きしろ								37	燃料の量						
	4	きき具合・片きぎ								38	排気の色						
	5	液量								39	ファンベルトの状態						
	6	空気圧の上がり具合								40	計器類の作動						
	7	バルブからの排気音								41	送風状態						
タイヤ	8	空気圧							空調機	42	冷房状態						
	9	亀裂・損傷・異物								43	暖房状態						
	10	異常な摩耗								扉	44	トラクタ部扉の状態					
	11	溝の深さ							45		トレーラ部扉の状態						
	12	取付け状態							その他	46	前日に異常が認められた箇所						
シャシ・ばね	13	折損							点検時走行距離数 (km)								
原動機	14	排気の色							当日走行距離数 (km)								
	15	冷却水							エンジン稼働時間 (分)								
	16	ファンベルトの状態							発電機稼働時間 (分)								
	17	オイルの量							トラクタ部燃料補給量 (ℓ)								
燃料装置	18	燃料の量							トラクタ部潤滑油補給量 (ℓ)								
乗車装置	19	ドアロック							トレーラ部燃料補給量 (ℓ)								
灯火・表示灯装置	20	点灯・点滅							トレーラ部潤滑油補給量 (ℓ)								
警音(報)器・方向指示器	21	作用							記事	日							
ワイパー・ウインドウォッシャー	22	作用								日							
	23	液量・洗浄装置								日							
後写鏡・反射鏡	24	写影								日							
計器	25	作用								日							
エアタンク	26	凝水								日							
	27	空気圧力								日							
無線装置	28	作用								日							
スイッチ類	29	適正位置								日							
装備品・装備品積載装置	30	装備品の状態								日							
	31	積載装置の状態							日								
トレーラ連結部	32	連結装置の状態							担当者								
	33	ケーブル類							責任者								
	34	エアホース															

記号内容: 良好 V 交換 X 調整 A 締付 T 清掃 C 給油 L 修理 Δ 外注修理 ☆

救難照明車日常点検記録簿

号車										自	年	月	日	
		日	日	日	日	日	日	日	日	至	年	月	日	
点検箇所	点検内容	日	日	日	日	日	日	日	点検箇所	点検内容	日	日	日	日
ハンドル	1 遊び・ゆるみ・がた								発電機	35 排気の色				
	2 振り・取られ・重い									36 ファンベルトの状態				
ブレーキ	3 踏みしろ・引きしろ									37 計器類の作動				
	4 きき具合・片きき								照明昇降装置	37 作用				
	5 液量								照明装置	38 照明灯の状態				
	6 空気圧の上がり具合								操作配電盤	40 配電盤の状態				
	7 バルブからの排気音								アウトリガー	41 作用				
タイヤ	8 空気圧								その他	42 前日に異常が認められた箇所				
	9 亀裂・損傷・異物								点検時走行距離数 (km)					
	10 異常な摩耗								当日走行距離数 (km)					
	11 溝の深さ								エンジン稼働時間 (分)					
	12 取付け状態								発電機稼働時間 (分)					
シャシ・ばね	13 折損								燃料補給量 (%)					
原動機	14 排気の色								潤滑油補給量 (%)					
	15 冷却水													
	16 ファンベルトの状態													
	17 オイルの量													
燃料装置	18 燃料の量													
乗車装置	19 ドアロック								記 事	日				
灯火・表示燈 装置	20 点灯・点滅							日						
警音(報)器・方向指示器	21 作用							日						
ワイパー・ウインドウォッシャー	22 作用							日						
	23 液量・洗浄装置							日						
後写鏡・反射鏡	24 写影							日						
計器	25 作用							日						
エアタンク	26 凝水							日						
	27 空気圧力							日						
無線装置	28 作用・液量							日						
スイッチ類	29 適正位置							日						
装備品・装備品積載装置	30 装備品の状態							日						
	31 積載装置の状態							日						
発電機	32 オイルの量							担 当 者						
	33 冷却水の量							責 任 者						
	34 燃料の量													

記号内容: 良好 V 交換 X 調整 A 締付 T 清掃 C 給油 L 修理 Δ 外注修理 ☆

空気膨張式テント機能試験表

令和 年 月 日

点 検 項 目	テント種別No.1(赤)	テント種別No.2(黄)	テント種別No.3(緑)	備 考
送風器作動状況				
オクトパスホース本体の状態				
オクトパスホースの状態 1				
オクトパスホースの状態 2				
オクトパスホースの状態 3				
オクトパスホースの状態 4				
オクトパスホースの状態 5				
テントエアパイプの状態				
テント空気吹き込み口の状態 1				
テント空気吹き込み口の状態 2				
テント空気吹き込み口の状態 3				
テント空気吹き込み口の状態 4				
テント空気吹き込み口の状態 5				
テント安全弁の状態 1				
テント安全弁の状態 2				
テント安全弁の状態 3				
テント安全弁の状態 4				
テント安全弁の状態 5				
空調ダクトの状態				
蛍光灯機能状態				
コードリール破損及び機能状態				
トレーラー付コンセント機能状態				
テント外観状況				
その他				

記号内容：良好 V 交換 X 調整 A 締付 T 清掃 O 修理 △ 外注修理 ☆

業務日報(救急医療)

請負会社名				
現場責任者				
点検年月日 令和 年 月 日 曜日 天候				
勤務者1氏名		勤務者2氏名		勤務者3氏名
区分	勤務時間			点検時間
勤務者1	自	時	分	自 時 分
	至	時	分	
勤務者2	自	時	分	自 時 分
	至	時	分	
勤務者3	自	時	分	自 時 分
	至	時	分	
救急医療器具等品名	規定数量	点検数量	異常の有無	備考
			有・無	

記 事	
報告事項	
その他	
指示事項	
引継事項	

従来の実施状況に関する情報の開示

1. 従来の実施に要した経費		(単位:円)					
		平成29年度		平成30年度		令和元～3年度 (1カ年平均額)	
人件費	常勤職員	0		0		0	
	非常勤職員	0		0		0	
物件費							
委託費等	委託費定額部分	296,592,156		326,052,000		363,600,000	
	成果報酬等	0		0		0	
	旅費その他	0		0		0	
計(a)		296,592,156		326,052,000		363,600,000	
参考値 (b)	減価償却費	0		0		0	
	退職給付費用	0		0		0	
	間接部門費	0		0		0	
(a)+(b)		296,592,156		326,052,000		363,600,000	
(注意事項)							
<p>・本実施要項に記載の消防業務及び救急医療業務については、すべて民間事業者を実施させていることから、委託費以外に経費は発生しない。</p> <p>【請負費の増加要因】</p> <p>・H30年度は、1ポスト増（新潟空港リーダー1ポスト） ・R2年度・R3年度は、2ポスト増（東京国際空港 消防業務2ポスト）</p>							
2. 従来の実施に要した人員		(単位:人)					
		平成29年度		平成30年度		令和元～3年度	
		東京	新潟	東京	新潟	東京	新潟
業務委託職員(民間の常勤職員)		27	18	27	20	33	17
民間事業者側で確保した予備職員		0	0	0	0	0	0
【常勤職員の内訳】							
現場責任者		1	1	1	1	1	1
職員		26	17	26	19	32	16
<p>・消防業務及び救急医療業務に要した人員は通年で繁閑はない。</p>							
(注意事項)							
<p>・H30年度から、新潟空港はリーダー1ポスト増となった。 ・R2年度から、東京国際空港は消防業務2ポスト増となった。</p>							

3. 従来の実施に要した施設及び設備

① 東京国際空港

【民間事業者で使用させた国有財産及び備品】

(施設関係)

- ・待機場所

(設備関係)

- ・内線電話

(物品)

- ・空港用化学消防車×4、給水車×1、救急医療搬送車×1、空港用救難照明車×1
 - ・防火衣(普通×9・特殊×13)、化学消火薬液 一式、医療資器材 一式、
 - ・救難機材 一式、無線機器 一式
- ※車両には付属品を含む。

【民間事業者が用意した備品】

- ・一般電話、空港内の連絡車両及び無線機、業務の履行に用いる統一した服装
- ・事務用消耗品、備品及びその他雑品

② 新潟空港

【民間事業者で使用させた国有財産及び備品】

(施設関係)

- ・待機場所

(設備関係)

- ・内線電話

(物品)

- ・空港用化学消防車×3、給水車×1、救急医療搬送車×1、空港用救難照明車×1
 - ・防火衣(普通×7・特殊×9)、化学消火薬液 一式、医療資器材 一式、
 - ・救難機材 一式、無線機器 一式
- ※車両には付属品を含む。

【民間事業者が用意した備品】

- ・一般電話、空港内の連絡車両及び無線機、業務の履行に用いる統一した服装
- ・事務用消耗品、備品及びその他雑品

(注意事項)

・業務を実施するための民間事業者で使用させた国有財産については無償で貸与した。

(東京国際空港、新潟空港)

4. 従来の実施における目的の達成			
① 東京国際空港			
	平成29年度	平成30年度	令和元～3年度
業務中の過失による人身事故及び物損事故の発生回数	0	0	0
緊急時において迅速かつ的確な諸活動ができなかった発生回数	0	0	0
② 新潟空港			
	平成29年度	平成30年度	令和元～3年度
業務中の過失による人身事故及び物損事故の発生回数	0	0	0
緊急時において迅速かつ的確な諸活動ができなかった発生回数	0	0	0
(注意事項)			
○特になし(東京国際空港、新潟空港)			

5. 従来の実施方法等	
<p>(組織図)</p> <p>○別添2-1、2-2(組織図)に示す。</p> <p>○別添3(組織体制図)に示す。</p> <p>(業務実施方法)</p> <p>○別添4(フロー)に示す。</p> <p>(仕様書等)</p> <p>○仕様書については、国土交通省東京航空局において閲覧できる。</p> <p>(研修・訓練)</p> <p>○研修・訓練の実施状況は、以下のとおり。</p>	
項目	時間
消防業務基礎訓練(新任者訓練)	採用後2週間以内 25時間(学科、実技)
消防業務基礎訓練(現任者訓練)	年間 34時間(学科)
消防業務実用訓練(現任者訓練)	年間 96時間(実技)
救急医療業務基礎訓練(新任者訓練)	採用後2週間以内 11時間(学科、実技)
医療業務基礎訓練(現任者訓練)	年間 16時間(学科、実技)
医療業務実用訓練(現任者訓練)	年間 28時間(実技)
情報伝達訓練	
体力錬成のための訓練	

国土交通省東京航空局 組織図

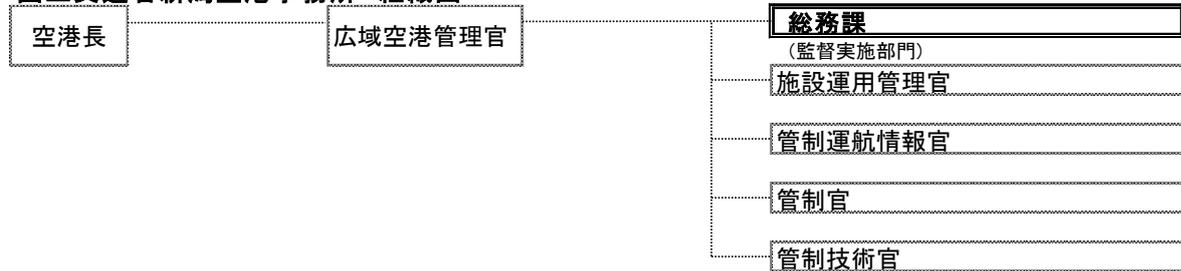


国土交通省東京空港事務所 組織図



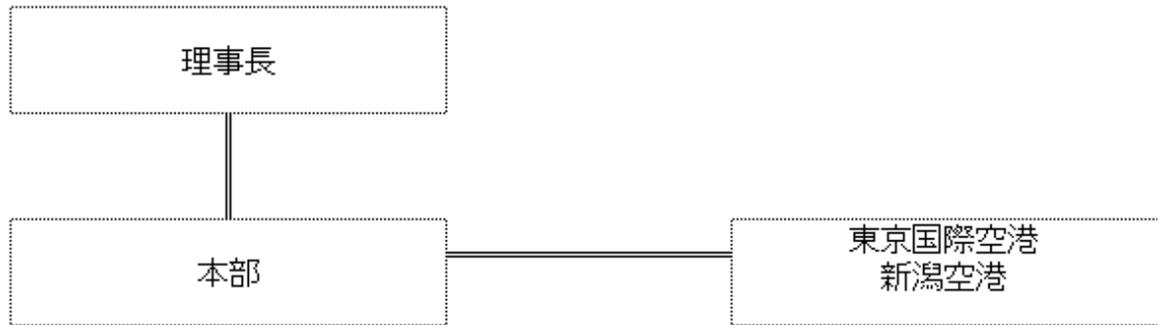
別添 2-2

国土交通省新潟空港事務所 組織図



過去の受注者の組織体制図

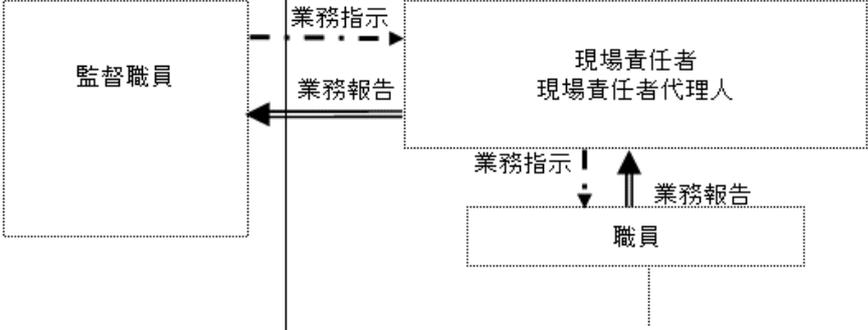
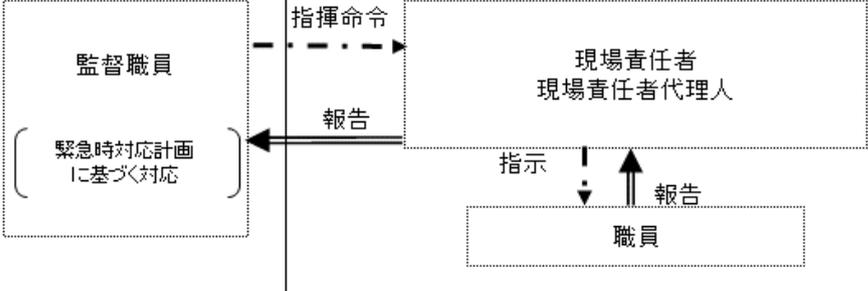
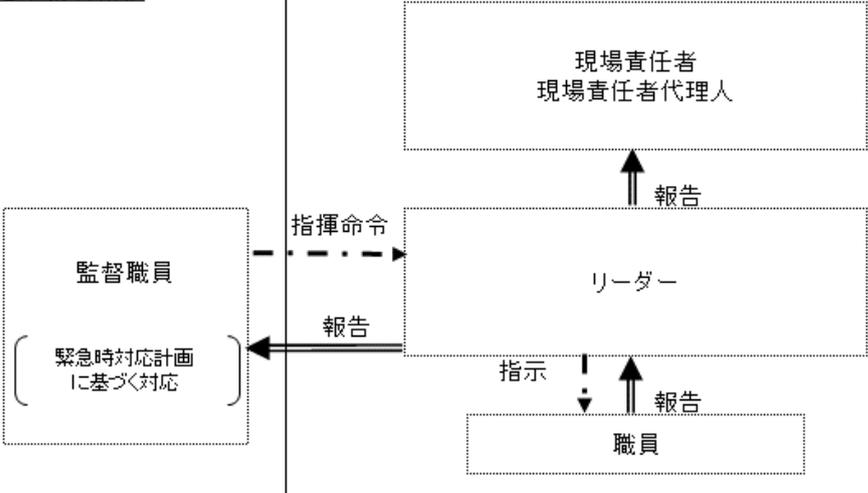
本社体制図



現地体制図



業務実施方法(業務フロー)

当局	受注者	備考
<p>通常業務</p> 		
<p>緊急業務(東京国際)</p> 		<p>監督職員の指示に基づき、緊急時連絡系統図に基づき関係機関への連絡通報</p>
<p>緊急業務(新潟)</p> 		<p>監督職員の指示に基づき、緊急時連絡系統図に基づき関係機関への連絡通報</p>

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
東京航空局長 殿

法人番号
(1 3 桁)

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで公告のありました東京国際空港他 1 空港消防等業務請負に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- | | |
|--------------------|------------|
| 1. 誓約書 | 【別添 申請書様式】 |
| 2. 技能を証明する書面 | 【申請様式 2】 |
| 3. 業務に対する認識を記載した書面 | 【申請様式 3】 |
| 4. 管理体制を記載した書面 | 【申請様式 4】 |
| 5. 各技術提案様式 | 【提案様式 1～7】 |

技能の証明について

■実施要項で定める技能の証明について、空港毎に有効な認定証等を添付すること。なお、添付する人員は実施要項で記載している人員数のみ添付すれば良い（全ての人員について添付する必要はない）。また、添付の一覧を下記の例に従って作成すること。

1. 東京国際空港

氏名	技能区分	実務経験年数	認定証の種類
〇〇 〇〇	Ⓑ・C	〇〇年〇〇月	空港消火救難業務従事者（Ⅱ）訓練
□□ □□	B・Ⓒ	〇〇年〇〇月	空港消火救難業務従事者（Ⅰ）訓練

2. 新潟空港

氏名	技能区分	実務経験年数	認定証の種類
△△ △△	Ⓑ・C	〇〇年〇〇月	空港消火救難業務従事者（Ⅱ）訓練

業務に対する認識

- 空港消防業務及び空港救急医療業務を適切かつ円滑に行う基本的な方針、確実な業務の実施について具体的かつ簡潔に記載すること。なお、空港毎に特筆すべき内容がある場合には、あわせて記載すること。

管理体制

■以下の項目を含め、具体的な業務実施方法や手順、緊急時の連絡体制、責任者の業務管理体制及び責任の所在を具体的かつ簡潔に記載すること。

- ・ 空港毎の人員配置表
- ・ 空港毎の交代実施手順
- ・ 空港毎の責任者の業務管理体制（組織体制図、緊急連絡体制表、現場責任者、現場責任者代理人等）

実施方法についての提案

■業務の迅速性の向上や事案発生時の対応能力の向上を図るなど業務の実施方法に係る創意工夫について、3枚以内かつ5点以内で具体的かつ簡潔にまとめること。

【提案 1】 ○○○○○○

- (1) 提案の趣旨
- (2) 提案の内容
- (3) 提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果（あるいはその両方）

【提案 2】 △△△△△△

- (1) 提案の趣旨
- (2) 提案の内容
- (3) 提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果（あるいはその両方）

【提案 3】 ××××××

- (1) 提案の趣旨
- (2) 提案の内容
- (3) 提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果（あるいはその両方）

【提案 4】 ◎◎◎◎◎◎

- (1) 提案の趣旨
- (2) 提案の内容
- (3) 提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果（あるいはその両方）

【提案 5】 □□□□□□

- (1) 提案の趣旨
- (2) 提案の内容
- (3) 提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果（あるいはその両方）

研修・訓練体制についての提案

■仕様で定める標準訓練や体力錬成など技能向上を図る取組の創意工夫について、3枚以内かつ5点以内で具体的かつ簡潔にまとめること。なお、国土交通省空港保安防災教育訓練センターにおける訓練への派遣の記載は除き、貴社における研修・訓練について記載すること。

【提案1】○○○○○○

(1) 提案の趣旨

(2) 提案の内容

(3) 提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果（あるいはその両方）

【提案2】△△△△△△

(1) 提案の趣旨

(2) 提案の内容

(3) 提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果（あるいはその両方）

【提案3】××××××

(1) 提案の趣旨

(2) 提案の内容

(3) 提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果（あるいはその両方）

【提案4】◎◎◎◎◎◎

(1) 提案の趣旨

(2) 提案の内容

(3) 提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果（あるいはその両方）

【提案5】□□□□□□

(1) 提案の趣旨

(2) 提案の内容

(3) 提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果（あるいはその両方）

業務実績	
<p>■過去に空港消防業務又は空港救急医療業務を行った実績を記載すること（履行中のものは除く）。</p>	
業 務 名	
発 注 機 関 名	
業 務 内 容	
契 約 期 間	
業 務 名	
発 注 機 関 名	
業 務 内 容	
契 約 期 間	
業 務 名	
発 注 機 関 名	
業 務 内 容	
契 約 期 間	

業務実施体制①

- 救急医療業務において有益となる救命講習を修了したことを、修了証の写しで証明すること。なお、「有益となる救命講習」とは、消防局や消防本部が実施する上級救命講習、日本赤十字社が実施する救急員養成講習(外傷の応急手当や搬送法が含まれているもの)とし、これに類する講習で証明する場合は、その講習の内容を示す書類を別に添付すること。

業務実施体制②

- 配置予定の人員が、2016年4月1日以降、無事故・無違反であることを証明する書類の写しを添付すること。なお、証明する書類とは、自動車安全運転センターの発行する証明書とし、証明書の発行日が競争参加資格申請の日より遡って1ヵ月以内のものとする。

品質管理マネジメントシステムの取組状況について

■品質管理システムを導入しているか。なお、ISO9001の認証を取得している場合は、
証明書の写しを添付すること。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組

- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」
女性活躍推進法に基づく認定があれば、「えるぼし認定」又は「プラチナえるぼし認定」に関する基準適合一般事業主認定通知書の写しを提出すること。
行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）については、計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ、都道府県労働局に提出し、受領印が押印された届出の写しを提出すること。

- 「次世代育成支援対策推進法（次世代法）」
次世代法に基づく認定があれば、「くるみん認定（新基準または旧基準）」「プラチナくるみん認定」に関する基準適合一般事業主認定通知書の写しを提出すること。

- 「青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）」
若者雇用促進法に基づく認定があれば、「ユースエール認定」に関する基準適合一般事業主認定通知書の写しを提出すること。

誓 約 書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、入札に参加するに当たり、下記の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第10条第4号及び第6号から第9号の暴力団排除条項に該当しないこと。
2. 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
3. 法第10条各号（ただし、第11号を除く）の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
東京航空局長 ○○○○殿

（郵便番号）
入札参加事業者 住 所
電話番号（ ） ー

商 号
又は名称

氏 名 ㊟
（法人にあっては、代表者氏名）

〔 法定代理人
氏 名 ㊟ 〕

意見聴取に必要な事項一覧表

		意見聴取の対象 (※1)	意見聴取に必要な事項
落札予定事業者の場合	個人の場合	① 落札予定事業者	・氏名、生年月日、性別、住所 ・商号又は屋号
		② ①の法定代理人 (※2)	・氏名、生年月日、性別、住所
	法人の場合	③ 落札予定事業者	・商号又は名称 ・主たる事業所の所在地
		④ ③の役員	・氏名、生年月日、性別、住所、役職名
		⑤ ④の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑥ ③の主要株主等 (※3) (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑦ ③の主要株主等 (法人)	・商号又は名称
		⑧ 相談役、顧問等④と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑨ ③の親会社等 (※4) (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑩ ⑨の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑪ ③の親会社等 (法人)	・商号又は名称
		⑫ ⑪の役員	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑬ ⑫の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑭ 相談役、顧問等⑫と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所

※1 「意見聴取の対象」は、それぞれ該当する者がいる場合に対象とする。

※2 「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいう。

※3 「主要株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を所有する株主及び出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。

※4 ここでいう「親会社等」は、入札参加事業者に対して競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令(平成18年政令第228号)第3条第1項各号のいずれかに該当する関係(特定支配関係)を有している者のみをいい、同条第2項に規定する者は含まないものとする。

※5 意見聴取に際し、必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合がある。